

平成20年8月25日

経済産業省

特許庁

特許庁の行政サービス改善に向けた取り組み

～ 中小企業から寄せられた制度等に関する主なご意見・ご要望
(平成19年10～12月) に対する検討結果について ～

経済産業省特許庁では、中小企業への産業財産権制度や関連支援策の普及啓発を図るため、産業財産権専門官が、全国各地で中小企業に対して説明会や個別訪問を行っております。その際に寄せられた制度等に関するご意見・ご要望については、行政サービスの改善等の観点から、検討を行っております。

この度、別添のとおり、平成19年10～12月にいただいたご意見・ご要望に関しまして、検討結果の概要をとりまとめましたので特許庁のHPにて公表致します()。

今後とも、特許庁は、ユーザーの視点に立ち、ユーザーのご意見一つ一つを大切にサービス改善等につなげていく取組を徹底してまいります。今般の取組は、そのようなユーザーのご意見を活かし、サービス改善等につなげていく取組の一貫として行っているものです。特許庁は、時代や環境の変化に敏感かつ適確に対応し、ユーザーニーズに応えて質の高いサービスを提供する組織を目指します。

今後も、ご意見・ご要望を随時、とりまとめ、これに係る検討結果をホームページ上で公表します。

[中小企業から寄せられた制度等に対する主なご意見・ご要望について\(平成19年10～12月分\)](#)

http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/ikenyoubou/200710_12.pdf

[産業財産権専門官による中小企業等への知的財産関連支援について](#)

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/chitekizaisan.htm>

(本発表資料のお問い合わせ先)

特許庁総務部普及支援課産業財産権専門官

担当者：松田、佐藤、赤津

電話：03-3581-1101(内線 2340)

03-3501-5878(直通)